

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (期末特別手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 前項の在職期間には、次に掲げる者が引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。 (1) (略) (2) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、<u>独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター</u>(以下「国立大学法人等」という。)の職員 4～7 (略)</p>	<p>本則 (期末特別手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 前項の在職期間には、次に掲げる者が引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。 (1) (略) (2) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び<u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構</u>(以下「国立大学法人等」という。)の職員 4～7 (略)</p>	

附 則(平成28年10月14日規程第39号)

この規程は、平成28年10月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。